

令和5年度 第1回滋賀県立学校いじめ問題調査委員会 議事概要

- 1 日 時 令和5年(2023年)12月1日(金)10:00~12:00
- 2 場 所 滋賀県庁本館4階 4A会議室
- 3 出席者 古山委員長、宇野委員、大平委員、池田委員、尾崎委員
事務局：県教育委員会事務局幼小中教育課生徒指導・いじめ対策支援室

4 会議概要

■開会

(事務局)

定刻となりましたので、ただ今から「第1回滋賀県立学校いじめ問題調査委員会」を開催いたします。

はじめに、滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課生徒指導いじめ対策支援室 主幹 北村武司が御挨拶申し上げます。

■あいさつ

(北村主幹)

皆様こんにちは。滋賀県教育委員会事務局、幼小中教育課、生徒指導いじめ対策支援室の北村武司でございます。委員の皆様には大変お忙しいところ御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

すでに委員の皆様には報告済みですが、改めて報告をさせていただきます。今年の7月、眞田委員の退任に伴い、精神科医の宇野正章様に委員に就任いただきました。宇野委員、どうぞよろしく願いいたします。

さて、平成25年の「いじめ防止対策推進法」の制定後、10年の月日が経ちました。この法に基づき当委員会は平成26年に発足し、今年度で5期目を迎えています。節目の年にあたり、委員の皆様には重責を担っていただくこととなりますが、皆様の御経験や御見識を大変心強く思っておりますので、どうぞよろしく願います。

当委員会は、「滋賀県いじめ防止基本方針」に基づく、いじめ防止等のための対策を実効的に行うようにするため、また、県立学校における重大事態等に関し、必要に応じて調査を行うための組織でございます。

本日はまず、1つ目に滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の活動について、2つ目には滋賀県におけるいじめの状況といじめ対策の取組について、委員の皆様から御意見をいただき、いじめ防止等のための対策について、より実効的な取組について、考えていきたいと思っております。

先ほども申した通り、節目の年にあたり、県教育委員会といたしましても、決意を新たに、いじめ対策に取り組んでいるところでございます。私どもは「だれ一人取り残すことなく、子どもたちが安心して学校生活を送り、将来の社会的自立を目指して成長していくことができること」を目指しています。どうぞ委員の皆様には、それぞれの専門的な知見から御意見、御助言を賜りますようお願い申し上げます。

委員会の開催にあたりまして、はなはだ簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。本日はどうぞ、よろしくお願い申し上げます。

■議事
(事務局)

続きまして、議事に入ります。これより進行は委員長をお願いいたします。

■会議の公開・非公開について
(委員長)

まず、会議の成立につきまして 当調査委員会は調査委員会条例第7条第3項の規定により、委員の半数以上の出席により成立いたします。本日は、委員5名全員のご出席をいただいておりますので、本日の調査委員会は成立することを報告させていただきます。

また、この委員会の会議は原則公開となっておりますので、このまま公開で進めさせていただきます。御了承ください。

それではこれより議事に入らせていただきます。委員の皆様には円滑な議事進行に、御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

■令和5年度の滋賀県立学校いじめ問題調査委員会活動について
(事務局)

まず、当委員会の役割について確認させていただきます。

いじめ防止対策推進法の条文(抄)を1、2ページに掲載しております。本委員会はこのいじめ防止対策推進法、第14条第3項の規定に基づき教育委員会の附属機関として条例により設置しております。

3ページに滋賀県立学校いじめ問題調査委員会条例を掲載しております。(設置)については、第1条のとおりです。

(所掌事務)としましては、条例第2条です。

当委員会では、法第14条第3項に定めるもの、つまり、教育委員会の諮問に依拠して、「地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため」の審議を行っていただくことと、法第24条、法第28条に関する調査をしていただくことの2つとなります。

続いて、当委員会の運営要領に進ませていただきます。5ページを御覧ください。第1条に趣旨について、第2条では会議の招集等について、第3条には諮問、答申等の方法について書かれています。第4条、議事録の作成についてです。「会議を開催したときは、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。」とあります。会議の議事録については、事務局が作成します。第2項にありますように、委員の皆さんには内容の確認をお願いすることになりますので御協力をお願いいたします。

(会議の公開)について6ページを御覧ご覧ください。

運営要領、第5条ですが、当委員会の会議は原則として公開とします。

ただし、法第24条、法第28条の調査、つまり、県立学校において発生したいじめ事案の調査内容を議事とするときには、非公開となります。

同様に、(議事録等の公開)については、要領第6条のとおり、作成しました会議の議事録については原則、公開させていただきます。非公開となるのは、基本的には、法第24条、法第28条の調査と第3項にありますとおり、滋賀県情報公開条例第6条に該当する場合があります。なお、議事録については県教育委員会ホームページに掲載いたします。

続きまして、重大事態について御説明いたします。7ページをご覧ください。重大事態が発生した場合、この、「重大事態に係る調査実施要領」に従って、調査を実施していただくこととなります。

まず、1の「重大事態」の意味ですが、

- ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じたと思われる場合
これは、法第28条1項1号に示されていることから、1号の重大事態と言われるものです。国のガイドラインでは「生命心身財産重大事態」と呼ばれています。
- ②相当の期間(年間30日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、これは、法第28条1項2号に示されていることから、2号の重大事態と言われるものです。国のガイドラインでは「不登校重大事態」と呼ばれています。

この1号、2号に該当しないものの、③のように、

- ③児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったと申し立てがあった場合、「重大事態」として取り扱うこととなります。

このような「重大事態」が発生したときには、2の調査の目的にありますとおり、当該事案への対処はもちろんのこと、同種の事態の発生防止を図るために、事実関係を明確にすることを目的に調査を実施していただきます。

その際、調査の主体を決定する必要がある場合がございます。調査の主体については、別冊の参考資料1、国の「いじめ重大事態ガイドライン」を御覧下さい。その6ページ、上から2つ目の○のところ(調査組織の種類)を参照して下さい。

調査の主体は①学校の設置者の主体と②学校が主体の2種類になります。この①の学校の設置者が主体となる場合が当委員会による調査となります。

7ページに戻っていただいで、3に、(本調査委員会が調査を実施する基準)を示しています。簡単に説明しますと、

- ①学校の調査では十分な結果が得られないと判断する場合。
- ②学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合。
- ③学校の調査報告が不十分であった場合。
- ④第三者性が求められる場合。

以上、4つの基準で教育委員会が判断し、当委員会に必要な応じて調査を依頼します。

具体的な調査方法については、4詳細調査の(1)から(6)に示しているとおりです。

このようにして、調査していただいた内容については、次の、5 調査結果の報告ですが、報告書としてとりまとめ県教育委員会に答申していただくこととなります。

報告書が県教委に入り、(2)に示す通り、被害児童生徒、保護者、(加害児童生徒、保護者にも)に報告します。この際、生徒・保護者から意見を聞き、その意見を添付し、最終的に知事へ報告することとなります。知事は必要に応じて再調査を実施することがあります。

説明は以上ですが、10 ページには、今説明させていただいた、調査審議の流れを、まとめております。また、11 ページには、県立学校で実際にいじめ事案が発生した場合の対応をフロー図で示しております。以上が重大事態の対応についてです。

資料には 12 から 30 ページまで滋賀県いじめ防止基本方針を掲載しております。令和 5 年度の滋賀県立いじめ問題調査委員会活動について、以上です。

(委員長)

ただいまの事務局からの説明について、御質問はございますか。

(委員)

法 28 条の条文、1 号事案と 2 号事案の「疑いがあると認めるとき」という表現について、この「認めるとき」という文言が最後にあるので、学校現場の先生方は、「事実を確認しなければならない、そして確認できた時」と解釈されていることがある。この調査委員会の重大事態に係る調査実施要領には、「疑いがあると認める」ではなく、「疑われる場合」となっている。こちらの表現の方が良い。

(事務局)

法に則り、幅広くいじめとして捉え、被害者や保護者に寄り添うことが大切と考えているため。

(委員)

私もこの表現が必要だと思う。児童虐待防止法等でも、虐待があると思われた時には、通報するようになっていて、そこで見た人が判断するのではないとなっている。しっかり調査をするので、とにかく通報となっているところと、考え方が似ている。

(委員長)

いじめの定義を押しえておきましょう。(定義を確認) 70、80 年代とか、結構、加害者側のこういう行為がとか、加害者と被害者の人間関係がどうかとか、強い立場・弱い立場みたいなこととか、いじめの定義がかなり狭く絞られていた時代もありましたが、もう今はこのいじめ防止対策推進法で、被害者側の立場に立つとなっています。わざわざ、インターネットを通じて行われるものを含むとあります。いじめの定義も重大事態の認定もかなり広めにとるということが特徴です。

(委員)

今期はこの委員会で調査をしていないが、調査が必要な重大事態が起こっていないという認識でよいか。

(事務局)

学校の組織で調査をしている事例はある。県立学校で、当調査委員会にお願いする案件は今のところない。市町立学校、私立学校はこの委員会の調査の対象外である。

(委員)

いじめ行為があつて、被害者がいじめられたという認識をして、「いじめ」が成立すると思うが、行為から認識するまでの期間に決まりはあるのか。例えば、1 年空いていても、調査するのか。

(事務局)

県立学校に在籍中は調査の対象である。被害者への支援と、再発防止が調査の大きな目的である。

(委員長)

11 ページのフロー図の真ん中あたり、左が当調査委員会で、右が学校いじめ対策委員会と別れているが、重大事態調査は両方で行うのではなく、どちらかで行う認識で間違っていないか。

(事務局)

間違っていない。校長が重大事態にあたるかどうかを判断して、重大事態として報告を県教育委員会に行くと、それを受けた県教育委員会が左の当調査委員会で調査を行うか、右の学校いじめ対策委員会で調査を行うかを判断する。

(委員)

今、事務局からお話のあった学校いじめ対策委員会が調査をするときは、心理の専門家であるとか、福祉の専門家、時には教育委員会の指導主事が指導や支援に入ることもあります。

(事務局)

委員がおっしゃる通り、学校は当事者ですので、調査が十分に進まない場合も考えられることから、外部専門家として弁護士にお願いすることが多い。

■滋賀県立学校におけるいじめの状況といじめ対策の取組について

(委員長)

それでは事務局より、滋賀県内のいじめの状況といじめ対策の取組について、説明をお願いします。

(事務局)

滋賀県におけるいじめの状況について説明いたします。資料 30 ページをご覧ください。

まず、令和 4 年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について、10 月に公表しておりますデータに基づいて説明させていただきます。

(1) 令和 4 年度はいじめの総認知件数についてです。

小・中学校および県立学校において、いじめを認知した学校数は 366 校(前年度 370 件)、認知した学校の割合は 95.1%(前年度 96.1%)で令和 3 年度より減少したものの、総認知件数は 11,716 件(前年度 9,823 件)であり過去最多でした。

公立小学校は 8,896 件(前年度 7,457 件)、公立中学校は 2,571 件(前年度 2,114 件)であり過去最多でした。県立高等学校は 185 件(前年度 207 件)と減少、特別支援学校は 64 件(前年度 45 件)で過去最多でした。全国的には全校種で増加となっております。

全体的な傾向として、多くは冷やかしかからかい、嫌なことを言われるなどであり、各学校では軽微な段階から対応いただいていると認識しております。SNS 上で愚痴や悪口を書き込まれるもの、いわゆる「ネットいじめ」については、小中で件数が増加しているものの、いじめの態様としての割合は全校種で減少しました。学校の様々な活動が再開され、接触機会が増加したことが数値に反映されたと考えられます。

(委員長)

ただいまの事務局からの説明について、御質問、御意見はございますか。

(委員)

いじめの通報、相談はどこからが多いのか。

(事務局)

発見のきっかけとして、一番多いものは「本人からの訴え」、次が「本人の保護者からの訴え」となっている。相談の状況は、担任が一番多く、次が保護者や家族である。担任以外の教職員、養護教諭、スクールカウンセラーにも相談がある。滋賀県の特徴は、アンケート以外で発見するケースが多いこと。本人から教員へ訴えている割合が高い。高等学校でいうと、全国が31.3%であるのに対し、滋賀県の県立高等学校は63.8%ある。

(委員)

滋賀はアンケートの頻度が少ないのか。数値が倍違うので気になる。何か工夫があるのか。

(事務局)

調査をしたわけではないが、頻度は全国と変わらないと考えている。割合が高い理由について、分析はできていない。普段の関わりの中で、先生と子どもの信頼関係が築けているのではないかと推測する。

(委員)

学校の先生と児童生徒の関係性以外にも、要因がありそうな気がします。

(委員)

今大学で授業をしていて、生徒たちと話をすると、アンケートでは答えられないという声が出てきます。なぜかという、アンケート形式が「嫌なことをされたことがありますか」、「はい」の人は下に進んでくださいとなっている。そうすると書いているのが周囲から丸分かりです。したがって、○×を書いて、○を付けた生徒から後日聞き取るという工夫をしている学校が多いです。いじめられている子どもが、アンケートで訴えることはすごく勇気のいることだと思います。

(事務局)

当委員会からも、過去の調査で、アンケートの形骸化や工夫について、ご指摘をいただいている。また、アンケートの取り方の工夫は大事であるが、アンケートだけでは拾いきれないことも認識している。色々な方法で、子どものSOSを聞くことが重要と考えている。

(委員)

小学校では低学年から「嫌なことがあれば先生に言いましょう」という指導が行われている。それに慣れた子たちが中学校でも同様に先生に訴え、高校でも先生に訴える。こういった先生に直接訴えることができる子どもが増えていることが一因ではないか。また、保護者から学校に伝えてもらうというのも増えており、昔より先生に言いやすい環境になっていると感じている。

(委員長)

法教育やいじめ防止授業をしている中で伝えていることだが、本人が言えない場合やいじめられている場面を見た場合に、傍観者にならずに代わりに誰かに相談する、そういった対応があること、また、誰にも知られずに相談できる窓口があることを知っておくことは、

大人になってから役立つこともあり、大切な事だと考える。

(事務局)

続きまして、滋賀県におけるいじめ対策の取組について、説明いたします。

お手元に参考資料として、「学校教員向け いじめ対応リーフレット」を配付しました。令和4年3月に改訂し、リーフレットを用いた研修を各学校や総合教育センターで進めているところです。

資料 35 ページをご覧ください。今年度に生徒指導・いじめ対策支援室がいじめ対策をテーマに実施した研修の一覧です。6月27日には部活動指導者に対する研修として、昨年度に引き続き、運動部活動指導者スキルアップ研修会を実施し、「部活動におけるいじめの未然防止について」をテーマに研修を行いました。特に部活動内特有の人間関係を話題に取り上げました。

具体的な実践についての周知ということで、9月に県立学校、私立の高等学校の副校長・教頭や生徒指導主任の希望者を対象に研修会を実施しました。ここでは、いじめ問題に係る事例検討を通して、生徒指導に必要な法的対応、組織対応についてグループ協議等を通して研修していただきました。市町でも、具体的な事例を通しての研修会が実施され、指導主事が講師として出席しています。

昨年度、この委員会で委員から「一人一台端末等で子どもが発信できる仕組みが必要」と助言頂きました。今年度7月に県立高等学校を対象に、1人1台端末等の活用に関する調査を行いました。全定あわせて51校中38校(約75%)の学校で、夏季休業にあわせて1人1台端末を活用し、相談窓口の周知やアンケート調査を実施または実施する予定であるという結果でありました。いじめアンケート時の活用方法も含め、今後も引き続き、1人1台端末等の活用に積極的に取り組んでいきたいと考えています。

(委員)

虐待の研修講師を20年しているが、発見・通報に関してはなかなか動きが鈍いが、地道に続けることが大事と考える。若手、中堅、管理職、いろんな方への研修を行っているのが良い。特に管理職は、その組織への考え方に影響を与えるので、是非研修を続けてほしい。また、法律とか抽象的な事だけでなく、実際の事例を取り入れているのが良い。細かな事例で、踏み込んだ研修をしていただきたい。

(事務局)

初任者研修は法定研修である。いじめの定義から対応のノウハウについて、具体的事例を取り入れて行っている。2年次研修は担任を持つ教員が多いので、より具体的実践事例を取り入れている。例えば、アンケートの取り扱いであるとか、面談の方法など。中堅の研修になると、未然防止や学校をどういう風に変えていくかといったことをやっている。生徒指導提要在改訂され、それに合わせて、発達支持的生徒指導、未然防止教育、魅力的な授業を実施することを柱として研修している。運動部顧問への研修については、過去に部活動で起こった事例をもとに行っている。必ず学校に持ち帰って、先生たちと研修した内容の共有をお願いしている。管理職研修では、保護者へどう説明するか、子どもにどう指導するか、実際に学校のいじめ対策委員会をどう動かすかを目当てとして、ブラインドアセスメントという手法やグループ協議を行った。

(委員)

小学校、中学校では講師の先生が活躍されている。担任として頑張っておられる方もいる。講師の先生には学校を支えていただいていると思っている。講師が対象の研修はないのか。

(事務局)

教育委員会で実施している。初任者研修よりコンパクトなものになるが、いじめの定義から組織対応、基本的なことを研修いただいている。

(委員長)

今後、講師の先生が担任をもつケースが増えると考ええると、講師の研修は重要だと私も思います。ところで、生徒指導提要の改訂で、何か変わったことはあるのか。

(委員)

生徒指導の定義と目的が明確化されたこと、2軸3類4層の重層的支援構造を示したことが特徴。発達支持的生徒指導として、日常の声掛けや励まし等の重要性に触れられている。いじめを生まない風土や教室環境をつくらなければならないということが、重視されている。

また、生徒指導提要はデジタルテキスト化され、文部科学省のホームページに上がっていて、誰でも見られる。教育法規を学校の先生はどちらかというと苦手としているが、改訂された生徒指導提要では、本文にリンクが組み込まれていて、いじめ防止対策推進法等、法規を調べることができる。

講師の先生や若い先生が増えていく中で、発達支持的生徒指導、いわゆる未然防止の前提となる子どもとの関わりや配付されているリーフレットにあるように整えられた教室、受けた授業とか、より具体的に考えられるような内容、工夫して研修を進めていただきたい。

(事務局)

未然防止、プロアクティブな対応の重要性を研修では伝えている。そして、問題行動を含めて、それぞれの事案の背景を見立て、整理して対応することを伝えている。

また、今の子どもたちはデジタルネイティブであり、そちらの方が、ハードルが低いこともあり、デジタルを利用した子どものSOS発信の取組も進めている。

(委員)

デジタルでSOSを発信するのも良い。また、紙の良さもある。書いて消した跡などから、何か言いたいことがあったけど言えなかった、丸の付け方で、その時の心の乱れや、質問を読まないで○をつけた、といったことが読み取れる。デジタルとアナログの両方でやれると良い。

(事務局)

色々な方法で子どものSOSの声を拾うことが大切である。一方で働き方改革の観点も重要で、先生方全部やってくださいねとなると、学校の負担が多くなるので、状況にあった一番良い方法を考えることも大切と考える。

(委員長)

議事は以上となります。これで「令和5年度第1回滋賀県立学校いじめ問題調査委員会」の審議を終了いたします。委員の皆様には、議事運営に御協力いただきありがとうございました。

ここで進行を事務局にお返しいたします。

(事務局)

本日は、第1回滋賀県立学校いじめ問題調査委員会にあたりまして、熱心に御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

いただきました御意見を踏まえまして、教育委員会事務局で今後検討し、よりよいいじめ対策につなげてまいりたいと考えております。

本日はお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございました。どうぞお気をつけてお帰りください。